

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
補助事業等の目標	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和 7 年 1 月 16 日付け 6 農産第 3345 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、生産性及び収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、諏訪 6 市町村において、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編、集約及び合理化を促進する。
補助事業等の対象者	信州諏訪農業協同組合
補助対象経費	乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の設置に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、補助対象経費が国から要綱別記 4 第 2 の 5 の（1）に規定する再編集約・合理化の更なる加速化として承認を得ている場合は 10 分の 7 以内の額とし、要綱別記 4 第 2 の 5 の（2）に規定する再編集約・合理化の更なる加速化の強化として承認を得ている場合は 6 分の 5 以内の額とする。</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 国及び県による補助であるため。</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和 7 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>令和 9 年 3 月 31 日</p> <p>【終期が 3 年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金交付決定前に着手した新基本計画実装・農業構造転換支援事業に係る費用は補助対象外とする。ただし、国から要綱に基づく事業計画の承認を得ている事業に関する費用についてはこの限りではない。
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

令和 7 年 9 月 18 日 制定（令和 7 年 9 月 18 日 施行、令和 7 年 4 月 1 日 適用）

令和 8 年 5 月 8 日 一部改正（令和 8 年 5 月 8 日 施行、令和 8 年 4 月 1 日 適用）